

# プラネタリーディフェンスの 法的課題

篠宮 元

JAXAプラネタリーディフェンスチーム  
慶應義塾大学宇宙法研究センター研究員

本発表は、報告者の所属する組織の見解や立場を反映するものではありません。

# 目次

1. 宇宙ミッション計画諮問グループ(SMPAG)  
法的課題アドホックワーキンググループ報告書
2. JAXAにおける対応状況
3. 今後に向けて

# 目次

1. 宇宙ミッション計画諮問グループ(SMPAG)  
法的課題アドホックワーキンググループ報告書
2. JAXAにおける対応状況
3. 今後に向けて

# 1. 宇宙ミッション計画諮問グループ(SMPAG) 法的課題アドホックワーキンググループ報告書

- 宇宙ミッション計画諮問グループ(SMPAG)
  - 国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)科学技術小委員会下で2014年に設置された専門家グループ。
  - 小惑星衝突の危険が生じた場合の対応を国連へ助言することが目的。
- SMPAG法的課題アドホックワーキンググループ
  - SMPAGへの法的助言を目的として2016年に設置。法律・技術の専門家で構成。
  - 2020年に報告書「プラネタリーディフェンスの法的概観と評価」をSMPAGに提出。

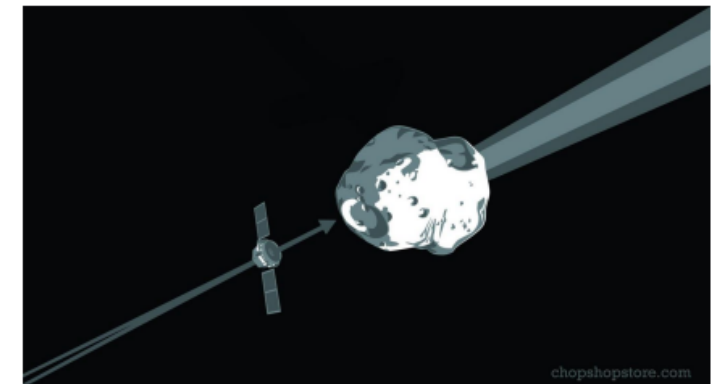
SMPAG-RP-004

2020-04-08

## Planetary Defence

### Legal Overview and Assessment

Report by the Space Mission Planning Advisory Group  
(SMPAG) Ad-Hoc Working Group on Legal Issues to  
SMPAG



This report was written in 2017 to 2019 by the members of the SMPAG Ad-Hoc Working Group on Legal Issues for the Space Mission Planning Advisory Group (SMPAG). SMPAG is endorsed by the United Nations General Assembly.

NOTE: The views expressed in this Report are the views of the members of the Ad-Hoc Working Group on Legal Issues and do not express the views of national governments, ministries or agencies.

[https://www.cosmos.esa.int/documents/336356/336472/SMPAG-RP-004\\_1\\_0\\_SMPAG\\_legal\\_report\\_2020-04-08.pdf](https://www.cosmos.esa.int/documents/336356/336472/SMPAG-RP-004_1_0_SMPAG_legal_report_2020-04-08.pdf)

# 報告書の概要 (エグゼクティブサマリーより)

項目	概要
Obligation to Inform and to Act (情報提供及び対応の義務)	<ul style="list-style-type: none"><li>NEO接近予測情報は、宇宙条約9条(妥当な考慮)、11条(情報提供)に基づき、利用可能とされるべき</li></ul>
Legality of Planetary Defence Methods (惑星防御手段の合法性)	<ul style="list-style-type: none"><li>NEOの脅威に対し、各国は自国領土と人々を守るための権利と義務を負うが、他国を支援する国際法上の義務はない。</li><li>宇宙空間での核爆発装置(NED)の使用が手段の一つだが、宇宙条約や部分的核実験禁止条約との兼ね合いが問題になり、これらがプラネタリーディフェンス目的の核爆発装置使用に厳格な制限を課す。</li><li>NEDの使用は国家責任法違反を引き起こし賠償請求の基礎を構成するが、特に同意、遭難、緊急避難があれば違法性を阻却する。しかしこれは、最大限注意深く行う必要がある。</li></ul>
Responsibility(国家責任)	<ul style="list-style-type: none"><li>国に適用される国際法は企業等の宇宙活動にも関係する。宇宙条約上、条約当事国は、政府機関及び非政府団体による宇宙活動に国際責任を有する。</li></ul>
Liability(損害賠償責任)	<ul style="list-style-type: none"><li>国家は自国が打上げ国である場合、宇宙物体から生じた損害に賠償責任を負う。宇宙空間の場合は過失責任であり、地上損害の場合は無過失責任である。無過失責任の場合には、小惑星が十分に逸らされず、介入がなかった場合に衝突した場所とは異なる場所に衝突した場合が含まれる可能性がある。</li><li>もしSMPAGやIWANのような国際グループが善意に基づいてNEOの脅威に関する情報提供を行い、それが誤りであったとしても、国際法上の損害賠償責任は発生しない。</li></ul>
Considerations for Decision Bodies (決定体制の検討)	<ul style="list-style-type: none"><li>プラネタリーディフェンスに関する決定体制について、国連安保理が国際法上の規則に優越する決定権限を保持している。他の国際組織等も政治的支援を行いうるが、NED使用のような国際法に反する行動を許可できる権限はない。</li></ul>

# 目次

1. 宇宙ミッション計画諮問グループ(SMPAG)  
法的課題アドホックワーキンググループ報告書
2. JAXAにおける対応状況
3. 今後に向けて

## 2. JAXAにおける対応状況

- 法務系職員の関与
  - JAXA内のプラネタリーディフェンスチームに、法務担当部署(総務部法務・コンプライアンス課)からも参加
- 宇宙法研究の実施
  - JAXA及び慶應義塾大学で、宇宙法に関する共同研究を実施。
  - プラネタリーディフェンスも、継続的に検討を実施
    - 「2022年度先端的な宇宙活動に関する法的課題研究会」
      - 発表者:青木節子(慶大教授)、中谷和弘(東大教授)
      - 武力行使、国際協力義務、核兵器使用、緊急事務管理等
    - 「2024年度宇宙法規範研究会」
      - 発表者:岩城陽大(JAXAプラネタリーディフェンスチーム)
      - 最新状況を踏まえた検討

# 目次

1. 宇宙ミッション計画諮問グループ(SMPAG)  
法的課題アドホックワーキンググループ報告書
2. JAXAにおける対応状況
3. 今後に向けて



# 3. 今後に向けて

- 法的検討は始まったばかり。
- 特にJAXA/日本としては、以下に留意すべきではないか。
  - JAXAは国内の地上観測網を整備し、国際的な協力も実施
    - ➡ 情報提供の法的位置づけ及び誤報の免責等
  - 我が国における核・原子力利用及び宇宙の軍事利用の位置づけ
    - ➡ NED使用の法的位置づけ及び使用の意思決定等
  - 昨今の不安定な国際情勢
    - ➡ 緊急時に国際的な意思疎通を確保する体制の確保
- 技術的検討と法的検討を並行して進めることが重要。

ご清聴ありがとうございました。